



Together, improving life

ゴア・サプライヤー行動規範

イントロダクション

W. L. Gore & Associates, Inc.およびその関連会社（以下「ゴア」といいます）は、私たちのブランドプロミスに基づき、また、継続的なサステナビリティへの取り組みの一環として、このサプライヤー行動規範（以下「本規範」といいます）を策定し、これを公表します。その目的は、サプライヤー（以下「サプライヤー」といいます。サプライヤーには、ゴアの製造委託先を含みますが、これに限定されません）に対して、倫理的行動、人権、環境マネジメントおよび法的要件に関するゴアのエクスペクテーションを明確にお知らせすることにあります。本規範において示される基準は、広く評価を受け、認識されている国際基準と業界のベストプラクティスに基づくものです。ゴアは、サプライヤーがサブ・ティア・サプライヤーや再委託先にも、本規範が規定する条件と同様の、ただし、その厳格さを下回らない条件を確実に遵守させることを求めます。適用法令と本規範が定める基準との間に相違がある場合、サプライヤーは、より厳格な方の定めに従わなければなりません。

ゴアは、コラボレーションと相互の尊重という共有されたコミットメントに基づき、ビジネス上の関係性を発展させ、強化することを目指しています。私たちは、サプライヤーが独立した事業者であり、サプライヤーの労働者にとって唯一の雇用主であると認識しています。しかしながら、サプライヤーの行動は、ゴアに悪影響を及ぼす潜在的な可能性があり、その影響は、ゴアの評判だけでなく、ゴアが顧客やさまざまなステークホルダーから努力して獲得してきた信頼にも及びます。ゴアは、サプライヤーがそれぞれ異なる法的、地理的、文化的環境で活動していることを理解していますが、サプライヤーに本規範の遵守を求め、サプライヤーが本規範の定める基準を上回るべく努めることを望んでいます。

本規範の定める基準は、サプライヤーとゴアとの間の書面または口頭による法的合意または契約を補足するものであり、サプライヤーとゴアとの間の当該法的合意または契約の規定に取って代わるものではありません。



1.0 倫理とコンプライアンス

ゴアのサプライヤーは、取引関係、慣行、調達、オペレーションを含みますがこれらに限定されないビジネスのあらゆる側面において、倫理的に行動するものとします。

ビジネス・インテグリティと公正な競争

サプライヤーは、あらゆる形態の贈収賄、腐敗、恐喝、横領を禁止する方針を策定するものとします。サプライヤーは、米国連邦海外腐敗行為防止法および英国贈収賄法を含みますがこれらに限定されない、適用される全ての法令、業界規範その他の関連規範を遵守します。

知的財産と秘密情報

サプライヤーは、ゴアが開示した、またはサプライヤーと関わるその他の第三者が開示した専有情報および秘密情報を保護し、尊重するものとします。サプライヤーは、ゴアおよび他者の知的財産権保護に資するように、技術およびノウハウを取り扱うものとします。

ビジネス上の儀礼

サプライヤーは、合法的な事業活動に関連し、かつ、適用法令その他の要求事項に則った、控えめで合理的なビジネス上の儀礼（会食、トラベル・宿泊、贈答品・販促品、または接待など）のみを提供し、受け入れるものとします。公務員、軍関係者、医療従事者には、追加的な制限が課される場合があります。ゴアは、贈答品や接待の授受を奨励しません。ビジネス上の儀礼は、ビジネス、行政サービスその他の便宜を獲得または維持するための不適切な誘引として利用されてはなりません。ビジネス上の儀礼に関して、利益相反やそのようにみなされる状況の発生を避けるために注意しなければなりません。

公正な情報慣行

ゴアに代わって個人データを処理する場合、サプライヤーは、プライバシーおよびデータ保護に関して適用される全ての法令、規則、規制を遵守するとともに、個人の権利を尊重し、情報のライフサイクル全体を通じて事務的・技術的・物理的な管理を行い、遵守状況の文書化および定期モニタリングを実施するものとします。

商取引

ゴアと関係するサプライヤーの義務を履行する際、サプライヤーは、制裁、輸出管理、税関手続、租税公課に関して適用されるすべての米国内法令、米国反ボイコット法及び英国、欧州連合、カナダその他法域における同様の適用法令を遵守するものとします。サプライヤーは、適切なデューデリジェンスを実施するほか、前述の法令の要件を満たし、当該法令の遵守を証明するのに十分な、正確かつ完全な記録を作成し、これを保管するものとします。



ゴアは、安全でセキュアなサプライチェーンづくりに尽力しており、米国税関・国境取締局のプログラムである CTPAT（テロ防止のための税関産業界提携プログラム）その他のサプライチェーン・セキュリティ関連プログラムを含む、サプライチェーンのセキュリティに関する政府のプログラムに参加しています。ゴアと関係するサプライヤーの義務を履行する際、サプライヤーは、（1）合理的なセキュリティ管理基準を策定・実施し、（2）該当する場合には CTPAT の最低限セキュリティ基準を満たし、（3）サプライヤーのセキュリティ手順が策定された通りであることを裏付ける文書を保持し、（4）要求に応じてかかる文書をゴアに提供するものとします。

2.0 公正な労働

ゴアは、私たちと共にビジネスに携わる全ての人に対して公正であるよう努めています。人権の尊重は、フェアネスに対する私たちのコミットメントにおいて不可欠な要素です。サプライヤーに対するゴアの人権に関する要求事項は、国際労働機関（ILO）条約、国際連合（UN）世界人権宣言、国連子どもの権利条約、国連女子差別撤廃条約、国連グローバル・コンパクト、経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針に基づいて公表された規制と勧告に基づいています。

強制労働の禁止

サプライヤーは、強制労働、年季奉公、奴隷労働、拘束労働その他の非自主的な労働力を用いてはなりません。サプライヤーは、子どもや成人の売買・トラフィッキング、債務拘束、農奴制、強制労働を含みますがこれに限定されない、奴隷制または奴隷制に類する慣行を認めてはなりません。サプライヤーは、サプライヤーの施設において、労働者の移動の自由に対して不当な制限を課したり、サプライヤーが提供する施設の入退場に対して不当な制限を課したりしてはなりません。サプライヤーの従業員に対し、雇用を得るための人材採用料金その他の諸費用を支払うことを要求してはなりません。労働者は自己の旅券の管理権を有し、完全な移動の自由が確保されていなければなりません。労働者には、サプライヤーでの雇用を受け入れる前に、雇用の基本条件（賃金や福利厚生、勤務地、生活条件、住居費その他の関連諸費用等）について通知されなければなりません。第三者である人材紹介会社を通じて労働者を雇用する場合、サプライヤーは、その人材紹介会社が、労働者の出身国および労働国で適用される全ての法令、および本規範記載の基準に従って行動するようにしなければなりません。

機会均等

サプライヤーは、全ての人を公正に、尊厳と尊敬をもって扱うものとし、雇用関連の決定（採用、賃金ポリシー、研修プログラムへの参加、昇進、解雇等）において、人種、肌の色、宗教、性別、

妊娠・出産歴、婚姻歴、性的指向、性自認・性表現、国籍・社会的出自、障がい、HIV/AIDS 感染歴、年齢、政治的所属・見解、または法令で保護されている特性に基づいて差別してはなりません。

ハラスメントの禁止

サプライヤーは、ハラスメントや虐待のない環境を構築するものとします。また、身体的虐待およびその脅迫、いじめ、異常な罰や折檻、セクシャルハラスメント、その他のハラスメントを容認してはなりません。

児童労働の禁止と若年労働者の保護

サプライヤーは、義務教育終了年齢に達しない児童を雇用してはならず、いかなる場合も 15 歳未満の児童を雇用してはなりません。サプライヤーは、その性質または実施される状況により、児童の身体的・精神的健康を害し、または児童の安全・モラルを害する可能性がある作業を児童に行わせてはなりません。サプライヤーは、若年労働者の労働条件に関する制限を定める全ての適用法令を遵守するものとします。

結社の自由と団体交渉

サプライヤーは、団体交渉に関して自由に結社する従業員の権利を認めなければなりません。サプライヤーは、自由に結社し、または団体交渉を行う適法的な権利を行使している者に対して、差別、嫌がらせ、脅迫または報復を行ってはなりません。適用法令が結社の自由を実質的に制限する場合、サプライヤーは、労働者がサプライヤーと個別および集団的に接触するための代替手段を認めるものとします。

公正な賃金と福利厚生

サプライヤーは、少なくとも法的の最低基準を満たす賃金と福利厚生からなる報酬パッケージを提供することにより、全ての従業員を公正に処遇するものとします。サプライヤーは、適用法令に従って、法定の最低賃金を満たすか、これを超える料率をもって従業員の時間外労働を処遇するものとします。時間外労働に関する法定の最低賃金が適用されない場合、サプライヤーは、業界標準のベンチマークまたは労働協約のいずれか該当するものを用いて、時間外労働手当を支払うものとします。

合理的な労働時間

サプライヤーは、自己の従業員および臨時労働者の労働時間について、適用法令を遵守するものとします。1 週間の労働時間は、緊急時や非常事態を除き、時間外労働を含めて週 60 時間を超えてはなりません。時間外労働は全て任意で行われるものとします。労働者に対し、7 日ごとに少なくとも 1 日の休日を認めなければなりません。



責任ある鉱物調達

サプライヤーは、自らが製造する製品に含まれるタンタル、スズ、タングステン、金（これらは「3TG」と称される場合もあります）その他の懸念のある鉱物が、紛争地域および高リスク地域（CAHRAs）における深刻な人権侵害への加担者である武装集団に対して、直接的または間接的に資金や利益をもたらさないことを合理的に確保するための方針を設けるものとします。サプライヤーは、これらの鉱物の供給源および流通過程についてデューデリジェンスを行い、書面による要求があれば、そのデューデリジェンス手段についてゴアに情報提供するものとします。

3.0 安全衛生

ゴアは、サプライヤーが安全で衛生的な職場を提供し、安全衛生に関連する全ての適用法令を遵守することを求めます。労働者は、危険な作業を拒否する権利、および労働者の安全衛生に対して受け入れがたい危険をもたらす労働条件を報告する権利を有するものとします。

安全衛生に関する許可、登録および報告

サプライヤーは、労働者にとって安全な条件を確保するために必要な、該当する全ての安全衛生に関する許可、ライセンス、登録、および認証を取得し、最新の状態に保ち、これらを遵守するとともに、必要に応じて、当該許可等に関する記録保管義務、および政府当局への報告義務を果たすものとします。

労働安全衛生のマネジメント

サプライヤーは、傷病を引き起こすことが知られている、またはその可能性がある「既知の危険」がない職場を提供するものとします。

サプライヤーは、日常的な危険特定とリスク評価を通じて、安全衛生上の危険とその関連リスクを特定、評価、管理、抑制するための効果的なプロセスを実施するものとします。危険を排除できない場合、サプライヤーは、ヒエラルキーコントロール（技術的設備における安全装置等の技術的措置、アクセス・コントロールや作業・暴露時間の制限等の組織的措置、個人用防護具や指示・訓練等の人的措置）を適用することにより、リスクを低減するものとします。

サプライヤーは、労働者を危険にさらす可能性のある、または重傷や死亡につながる可能性のある高リスクの活動を記録し、必要なコントロールを実施するものとします。

サプライヤーは、施設、設備、技術的装置（安全装置を含む）、および個人用防護具が定期的に点検され、適切に保守され、必要に応じて交換されるようにします。



危険への曝露を最小限に抑えるために個人用防護具（以下「PPE」といいます）の使用が必要な場合、サプライヤーは従業員に無償で PPE を提供するものとします。

サプライヤーは、妊娠中または授乳期間中の女性や社会的に弱い立場にある労働者たちを保護するために、適用法令が義務付ける措置を含みますがこれに限定されないあらゆる必要な措置を講じるものとします。

緊急事態への備えと対応

サプライヤーは、労働者の傷病の原因となり得る、または環境に悪影響を及ぼす可能性のある潜在的な緊急事態や事象を特定し、評価するための効果的なプロセスを実施するものとします。労働者の安全衛生または環境に影響を及ぼす可能性のある状況に備えるため、サプライヤーは、緊急事態への適時の対応を促進し、人と環境を保護することを目的とした、緊急時の対策と手順を策定、文書化し、実施するものとします。ゴアからの書面による要請があった場合、サプライヤーは当該緊急時の対策および手順の写しを提供するものとします。

サプライヤーは、緊急事態の各場面における各自の役割に関する研修を従業員に受けさせるものとします。また、緊急事態報告および従業員の避難に関する情報を従業員が受領できるようにします。

インシデント・マネジメント

サプライヤーは、業務に関連する安全衛生上のインシデントを管理するための効果的なプロセスを実施し、維持するものとします。また、業務上の傷病の報告、原因究明、是正措置の実施、およびインシデントの終結までの追跡を行うプロセスを確立するものとします。

サプライヤーは、負傷した労働者に対して必要となる応急処置を計画、調整、提供し、労働者が負傷前の状態に回復するための治療を促進するものとします。

サプライヤーは、安全、衛生または環境に関するパフォーマンスに関連してサプライヤーの従業員が傷病を報告または懸念を提起することに対し、報復することを禁止するものとします。

安全衛生に関するコミュニケーションと情報

サプライヤーは、職場の安全衛生に関する適切な情報と研修を労働者に提供するものとし、関連情報が施設内で分かりやすく掲示されるようにします。安全衛生に関する情報は、労働者の第一言語で提供されるものとします。

労働環境と生活環境

労働者には、清潔なトイレ設備、飲料水へのアクセス、衛生的な食品の準備・保存場所が提供されます。サプライヤーまたは第三者が提供する社員寮は、清潔かつ安全で、合理的な居住空間を提供するものでなければなりません。

4.0 環境マネジメント

ゴアはサプライヤーに対し、適用される全ての環境関連法令を完全に遵守することに加え、環境に責任をもったビジネス慣行を確立、実施し、維持するよう求めます。

環境に関する許認可 および報告

サプライヤーは、大気、水、廃棄物を含みますがこれらに限定されない、必要な全ての環境関連の許認可を取得し、最新の状態に保ち、これを遵守するものとします。サプライヤーは、該当する許認可ならびに法令および規制上の報告要件を遵守するものとします。

環境への影響の軽減

サプライヤーは、自己の事業活動から生じる環境への影響を評価および管理する効果的なプロセスを実施し、維持するとともに、環境への悪影響を最小限に抑えること、汚染を防止すること、および天然資源の枯渇を抑制することにより環境パフォーマンスを継続的に改善すべく、測定可能な目標を設定するものとします。

有害物質の管理

サプライヤーは、自己の製品または材料に関して、効果的なプロダクト・スチュワードシップを発揮するものとします。サプライヤーは、化学物質その他の材料に関連する物理面、衛生上および環境上の危険を特定、管理、伝達する効果的なプロセスを実施し維持することによって、化学物質その他の材料を安全に処理、移動、保管、使用、リサイクル・再利用および処分できるようにします。サプライヤーは、ゴアに提供される製品、材料および包装に含まれる化学物質に関する情報のうち、化学物質管理に関する適用法令、規制、業界基準、顧客および市場の要求、またはゴアのプロダクト・スチュワードシップ諸基準をゴアが遵守するためにゴアが必要とみなす全ての情報を、書面で開示するものとします。この情報には、危険・リスク評価情報、毒性、完全な化学組成（すなわち、微量に存在する可能性のある化学物質の残留物を含め、材料の全部を網羅した全成分情報）、輸送・保管情報、環境面の危険、処分、リサイクル可能性、および製造サプライチェーンに関するものが含まれますが、これらに限定されません。

サプライヤーは、ゴアが該当国・地域において規制遵守状況を評価し、適用される報告要件を満たすために必要とみなす、その他のいかなる情報または証明書をも提供するものとします。

廃棄物の管理

サプライヤーは、有害・非有害廃棄物を特定、分類、収集、保管し、責任をもって処分し、またはリサイクルするための効果的なプロセスを実施し、維持するものとします。サプライヤーは、現場の廃棄物発生を評価し、廃棄物を最小限に抑える機会を特定するための体系的な手法を確立し、維持するものとします。

廃水の管理

サプライヤーは、事業、産業プロセス、衛生設備から生じる廃水を、必要に応じて排水前に、特定し、特性を明確にし、削減し、処理するための効果的なプロセスを実施し、維持するものとします。サプライヤーは、適用される排水水質基準の遵守を監視するプログラムを確立し、維持するものとします。

排出ガスの管理

サプライヤーは、自らの事業から生じる排出ガスを、必要に応じて排出前に、特定し、特性を明確にし、削減し、処理するための効果的なプロセスを実施し、維持するものとします。サプライヤーは、適用される排出ガス基準の遵守を監視するプログラムを確立し、維持するものとします。

温室効果ガス排出の管理

サプライヤーは、直接所有・管理する排出源および購入したエネルギーによる発電から生じる温室効果ガス（以下「GHG」といいます）の排出を特定し、責任をもって管理し、削減するための効果的なプロセスを実施するものとします。サプライヤーは、環境保全、エネルギー効率向上、再生可能エネルギーの使用その他の手段を通じて、自己の GHG 排出について定期的に数値化し、目標を設定し、進捗を監視し、削減するものとします。

5.0 マネジメントシステム

サプライヤーは、本規範ならびに全ての適用法令および規制の遵守を促進するマネジメントシステムを導入・確立のうえ、関連する業務遂行上のリスクを特定・軽減し、さらにそれらの継続的な改善を促進しなければなりません。



コミットメントとアカウンタビリティ

サプライヤーは、法令遵守、リスク評価・管理、および継続的な改善へのコミットメントを誓約する、社会・環境・安全衛生に関する企業声明を発出し、これを維持するものとします。サプライヤーは、その確実な実施に責任を負う自己の代表者を特定するものとします。

労働者によるフィードバック、参加および苦情

サプライヤーは、本規範の対象となる業務や条件について、従業員の理解を評価し、フィードバックを得るための効果的なプロセスを実施し、維持することによって、その遵守を支援し、継続的な改善を促進するものとします。

サプライヤーは、従業員の懸念や苦情に対処するための十分かつ公平なシステムを設けるものとします。これらのシステムは、秘密を保護し、法令で禁止されていない限り報告の匿名性を認め、報告者または関連従業員を報復から保護するものでなければなりません。

リスク評価・管理

サプライヤーは、サプライヤーの業務遂行に関連する規制遵守上、環境上、安全衛生上、労働慣行上および倫理上のリスクを特定するための効果的なプロセスを実施し、維持するものとします。サプライヤーは、リスクごとの相対的重要性を判断するものとします。また、特定されたリスクを抑制するために、手続面と物理面での適切な是正措置計画およびその管理を実施するものとします。

研修とコミュニケーション

サプライヤーは、方針および手順の適切な実施を促進し、サプライヤーの継続的改善のための目標を達成するため、管理者および労働者向けの研修プログラムを実施し、維持するものとします。サプライヤーは、サプライヤーの方針、慣行、エクスペクテーション、パフォーマンスに関する明確かつ正確な情報を労働者に伝達するプロセスを設けるものとします。

監査と評価

サプライヤーは、法令上・規制上の要件および本規範の内容の遵守を徹底するため、自己の施設や業務遂行状況について定期的に自己評価するものとします。自己評価または外部監査により、本規範の不遵守をサプライヤーが認識した場合、サプライヤーはその旨をゴアに書面で通知するものとします。サプライヤーは、ゴアからの書面による要請があった場合、自己評価または関連する外部監査の結果をゴアに提供するものとします。

予防・是正措置

サプライヤーは、内部監査・外部監査、自己評価、検査、調査、またはレビューによって特定された欠陥または違反を予防し、適時に是正するための効果的なプロセスを実施し、維持するものとします。



文書化、記録および検証

サプライヤーは、規制および本規範の遵守を証明する適切な文書と正確かつ完全な記録を作成し、十分な期間にわたって保管するものとします。これには、本規範で要求されるプロセスや方針を文書化するサプライヤーの義務が含まれますが、これに限定されません。サプライヤーは、かかる文書および記録が、機密保持のなされた状態で保管されるようにします。サプライヤーは、ゴアからの書面による要請があれば、これらの文書および記録の写しをゴアに提供するものとします。

ゴアは、立ち入り検査を含む適切な手段を用いて、これらの要求事項の遵守状況を検証する権利を保持します。不遵守を適時に是正しない場合や、悪質な形態の不遵守（強制労働等）があった場合、これが取引終了の正当な理由となる可能性があります。